

SAGA2024国民スポーツ大会
神埼市実行委員会
第2回総会

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ
新しい大会へ。
すべての人に、スポーツのチカラを。

日時:令和3年5月12日(水) 16時00分～

会場:神埼市中央公民館 講堂

SAGA2024国民スポーツ大会
神崎市実行委員会第2回総会 次第

日時:令和3年5月12日(水) 16時～
会場:神崎市中央公民館講堂

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

○SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会役員及び委員の変更

4 議 事

【第1号議案】

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会令和2年度事業報告

【第2号議案】

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会令和2年度収支決算

【第3号議案】

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会令和3年度事業計画(案)

【第4号議案】

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会令和3年度収支予算(案)

【第5号議案】

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会会則の改正(案)

5 閉 会

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市実行委員会 役員及び委員の変更

○常任委員

| 選出区分 | 所属団体 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|-------------------|------------------|------------------|
| 県関係 | 神埼警察署 | 署長 <u>的野 功</u> | 署長 <u>諸泉 孝俊</u> |
| 教育・学校関係 | 佐賀県立 神埼高等学校 | 校長 <u>井原 敏裕</u> | 校長 <u>原口 哲哉</u> |
| 教育・学校関係 | 神崎市 小中学校校長会 | 会長 <u>實松 清之</u> | 会長 <u>庄嶋 巖</u> |
| 教育・学校関係 | 神崎市 小中学校校長会 | 副会長 <u>川村 顕</u> | 副会長 <u>牟田 禎一</u> |
| スポーツ関係 | 佐賀県剣道連盟 | 会長 <u>井上 正一郎</u> | 会長 <u>江島 良介</u> |
| 宿泊・観光・衛生 関係 | 神崎市食生活 改善推進協議会 | 会長 <u>廣瀧 千鶴子</u> | 会長 <u>綾部 初実</u> |
| 社会・文化・環境 | 神崎市区長会 | 会長 <u>森崎 三善</u> | 会長 <u>宮島 大作</u> |

○委員

| 選出区分 | 所属団体 | 変更前 | 変更後 |
|----------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 教育・学校関係 | 学校法人永原学園 西九州大学 | 学長 <u>久木野 憲司</u> | 講師 <u>山口 裕嗣</u> |
| 通信・輸送・交通 | 西鉄バス佐賀 株式会社 | 代表取締役社長 <u>高松 健司</u> | 代表取締役社長 <u>財部 幸司</u> |
| 県関係 | 佐賀中部保健 福祉事務所 | 所長 <u>瀬戸口 義郎</u> | 所長 <u>宮原 弘行</u> |
| 通信・輸送・交通 | 九州旅客鉄道 株式会社 佐賀鉄道事業部 | 部長 <u>保田 俊</u> | 部長 <u>野田 和成</u> |
| 県関係 | 東部農林事務所 | 所長 <u>中村 義光</u> | 所長 <u>藤 邦広</u> |

○顧問

| 選出区分 | 所属団体 | 変更前 | 変更後 |
|-------------|----------|---------------------|----------------------|
| 教育・学校 関係 | 神崎市教育委員会 | 教育委員 <u>渡邊 薫</u> | 教育委員 <u>菱岡 智美</u> |

○参与

| 選出区分 | 所属団体 | 変更前 | 変更後 |
|------|-------------------------|---------------------|---------------------|
| 国関係 | 国土交通省九州地方整 備局佐賀国道事務所 | 所長 <u>小串 俊幸</u> | 所長 <u>沓掛 孝</u> |
| 報道関係 | 株式会社朝日新聞佐賀 総局 | 総局長 <u>前地 昌道</u> | 総局長 <u>村上 英樹</u> |

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会
令和2年度事業報告

1 会議等の開催

- 実行委員会設立総会・第1回総会（2月18日）

2 広報啓発

- 懸垂幕、横断幕、のぼり旗、ポケットティッシュ等の作成

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市実行委員会
令和2年度収支決算

○収入

単位：円

| 科 目 | 予算額 (A) | 決算額 (B) | 比較増減 (A - B) | 備 考 |
|-------|------------|------------|-----------------|--------|
| 1 負担金 | 602,000 | 602,000 | 0 | 神崎市負担金 |
| 合 計 | 602,000 | 602,000 | 0 | |

○支出

単位：円

| 科 目 | 当初予算額 (A) | 流用額 (B) | 流用後予算額 (C = A+B) | 決算額 (D) | 比較増減 (C - D) | 備 考 |
|-----------|--------------|------------|---------------------|------------|-----------------|-----------------------------|
| 1 総務費 | 261,000 | △ 119,000 | 142,000 | 139,064 | 2,936 | |
| (1) 事務局費 | 261,000 | △ 119,000 | 142,000 | 139,064 | 2,936 | 消耗品、封筒 |
| 2 開催推進費 | 341,000 | 119,000 | 460,000 | 459,800 | 200 | |
| (1) 広報啓発費 | 341,000 | 119,000 | 460,000 | 459,800 | 200 | 懸垂幕、横断幕、のぼり旗、 ポケットティッシュ等 |
| 合 計 | 602,000 | 0 | 602,000 | 598,864 | 3,136 | |

| 収入 | 支出 | 次年度へ繰越 |
|---------|---------|--------|
| 602,000 | 598,864 | 3,136 |

監査報告書

令和3年4月26日、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会令和2年度決算について、決算書、帳簿、通帳及び証拠書類など関係する書類を監査した結果、帳簿、証拠書類等は確実に処理されており、収支ともに適正に執行されていたことを認めましたので報告します。

令和3年4月26日

監事 松本 軍二 

監事 古賀 哲也  印

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会
令和3年度事業計画（案）

1 会議等の開催

- (1) 実行委員会第2回総会の開催（5月12日）
- (2) 常任委員会の開催

2 競技会の開催準備に係る事項の推進

- (1) 専門委員会の設置に関すること
総務企画、競技式典、宿泊衛生、輸送交通
- (2) 計画策定に関すること
 - ① 開催推進総合計画
 - ② 各種基本計画（広報、市民運動、競技、輸送交通、宿泊等）

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 佐賀県SAGA2024（総務企画課、競技式典課、施設調整課）との連絡調整
- (2) 競技団体（ハンドボール、剣道）及び各関係機関との連絡調整

4 先催都市の準備状況等の調査及び研究

- (1) 2022年栃木国体のリハーサル大会（ハンドボール）の視察（8月）
- (2) 2021年三重国体本大会（ハンドボール、剣道）の視察（10月）
- (3) 2021年三重国体の報告会（12月）

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市実行委員会
令和3年度収支予算（案）

○収入

単位：円

| 科 目 | 本年度予算額 (A) | 前年度予算額 (B) | 比較増減 (A-B) | 備 考 |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------|
| 負担金 | 1,859,000 | 602,000 | 1,257,000 | 神崎市負担金 |
| 繰越金 | 3,136 | 0 | 3,136 | 前年度繰越金 |
| 雑収入 | 864 | 0 | 864 | 預金利息、雑入 |
| 合 計 | 1,863,000 | 602,000 | 1,261,000 | |

○支出

単位：円

| 科 目 | 本年度予算額 (A) | 前年度予算額 (B) | 比較増減 (A-B) | 備 考 |
|-------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 総務費 | 84,000 | 261,000 | △ 177,000 | |
| 事務局費 | 84,000 | 261,000 | △ 177,000 | 消耗品等 |
| 開催推進費 | 1,779,000 | 341,000 | 1,438,000 | |
| 調査費 | 1,361,000 | 0 | 1,361,000 | 先催県視察及び事業報告会参加 |
| 広報啓発費 | 418,000 | 341,000 | 77,000 | カウントダウンボード製作 |
| 合 計 | 1,863,000 | 602,000 | 1,261,000 | |

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会会則の改正（案）について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症について今後の見通しが立たないことから、集合による総会及び常任委員会の開催が困難な場合が想定されるため、総会及び常任委員会を書面開催できるよう改正するもの。

2 改正内容

（総会）

第11条に第8項を追加し、総会を書面開催できる旨の規定を明記

（常任委員会）

第12条第8項に常任委員会を書面開催できる旨の規定を明記

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会会則の改正（案）について

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会会則の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会会則（案）</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>（総会）</p> <p>第11条 総会は、委員等をもって構成する。</p> <p>2 総会は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。</p> <p>4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。</p> <p>（1）競技会の開催に係る基本方針に関すること。</p> <p>（2）会則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>（3）事業計画及び事業報告に関すること。</p> <p>（4）予算及び決算に関すること。</p> <p>（5）常任委員会に委任する事項に関すること。</p> <p>（6）その他重要な事項に関すること。</p> <p>5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものと</p> | <p>SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会会則</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>（総会）</p> <p>第11条 総会は、委員等をもって構成する。</p> <p>2 総会は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。</p> <p>4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。</p> <p>（1）競技会の開催に係る基本方針に関すること。</p> <p>（2）会則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>（3）事業計画及び事業報告に関すること。</p> <p>（4）予算及び決算に関すること。</p> <p>（5）常任委員会に委任する事項に関すること。</p> <p>（6）その他重要な事項に関すること。</p> <p>5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものと</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>みなす。</p> <p>6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができ。</p> <p>8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、<u>賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。</u></p> <p>(常任委員会)</p> <p>第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。</p> <p>2 委員長は、会長をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。</p> <p>4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。</p> <p>5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。</p> <p>6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。 (1) 総会から委任された事項に関すること。 (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。</p> | <p>みなす。</p> <p>6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができ。</p> <p>(常任委員会)</p> <p>第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。</p> <p>2 委員長は、会長をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。</p> <p>4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。</p> <p>5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。</p> <p>6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。 (1) 総会から委任された事項に関すること。 (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>(3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。 (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。 8 前条第5項、<u>第6項及び第8項</u>の規定は、常任委員会について準用する。 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。</p> <p>附則 この会則は、公布の日から施行する。 <u>この会則は、令和3年5月12日から施行する。</u></p> | <p>(3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。 (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。 8 前条第5項及び<u>第6項</u>の規定は、常任委員会について準用する。 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。</p> <p>附則 この会則は、公布の日から施行する。</p> |

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、令和6年国民スポーツ大会において、神崎市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2）競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- （3）競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4）競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5）関係競技団体、その他関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6）その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- （1）神崎市を代表する者
- （2）神崎市議会を代表する者
- （3）関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （4）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 5名以内
- （3）常任委員 25名以内
- （4）監 事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は、神崎市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、及び第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- (予算及び決算)
- 第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。
- (会計年度)
- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(解散)

- 第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。
- (会長への委任)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、公布の日から施行する。

この会則は、令和3年5月12日から施行する。